

大阪市とイオン株式会社との包括連携協定

大阪市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と大阪市内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) WAONカードを活用した市民活動の支援等に関すること。
- (2) 市民の安全及び地域振興その他市民活動の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画及び消費生活に関すること。
- (4) 人権尊重の理念の普及その他人権施策に関すること。
- (5) その他、地域の活性化及び市民サービスに関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないとときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月11日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 橋下徹

乙 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

代表執行役社長 岡田元也